

札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

「札幌市土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」を一部改定し、「札幌市土木工事共通仕様書（令和4年10月一部改定版）」として、令和5年4月1日以後に契約する工事から適用する。

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

(新) 令和4年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則</p>	
<p>1-1-1-22 建設副産物 (中略)</p> <p>7. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、碎石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、<u>その内容を説明</u>しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、<u>提出時にその内容を説明</u>しなければならない。</p> <p>9. <u>受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</u></p> <p>10. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。<u>また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</u></p> <p>※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p>1-1-1-22 建設副産物 (中略)</p> <p>7. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、碎石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。</p> <p>※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p>令和5年1月1日施行「資源有効利用促進法政省令」の一部改正に伴う変更</p>